

# 宮崎県ハンドボール協会専門部規程

## 第一章 総則

第一条 この規程は、宮崎県ハンドボール協会規約第28条の規程に基づき、総務部、普及・強化部、競技部（以下「部」という）を設ける。

## 第二章 目的及び事業

第二条 部会は規約第3条の目的を達成するため、会長の諮問に応じ専門部規程第三条から第五条に規定する事項を協議する。

第三条 総務部  
①事業計画及び収支予算に関すること。  
②事業報告及び収支決算に関すること。  
③広報報道に関すること。  
④発行物及び競技記録収集に関すること。  
⑤その他、他の部会に属さないこと。

第四条 普及・強化部  
①普及振興策の立案、計画とその推進に関すること。  
②選手強化の総合的な方策とその推進に関すること。  
③指導者の養成、研修に関すること。  
④医・科学的支援体制に関すること。  
⑤その他目的達成に必要な事項。

第五条 競技部  
①競技運営に関すること。  
②選手登録に関すること。  
③審判員の養成・研修に関すること。  
④各種大会等への審判員の派遣に関すること。  
⑤その他目的達成に必要な事項。

第六条 部会には部長を置く。  
2 部長は、理事長及び副理事長の中から会長が委嘱する。  
3 部長の任期は、2ヵ年とする。ただし、再任はさまたげない。  
4 部長は、部会を代表し会務を統轄する。

## 第三章 会議

第七条 部会の会議は、随時これを開催するものとし、その都度部長が招集する。  
2 部長は、その会議の議長となる。

第八条 部会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

第九条 部会の事務は、本会の事務局において処理する。

## 附則

この規程は、平成 9年4月1日から施行する。  
平成29年4月16日 一部改正